

第2章 計画の基本的事項

本計画は、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化及び減災化に取り組むことにより、本市における、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するために策定します。

国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれ概ね解消することが目標として示されました。

しかし、令和2年5月の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」では、住宅に関する今後の耐震化目標の在り方について、現状における耐震化率の達成状況（平成30年時点で、耐震化率約87%）及び南海トラフ地震等の発生の切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者の積極的な取り組みがなされることを求めるとともに、現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定（令和7年度に95%、令和12年度に耐震性が不十分な住宅を概ね解消）することが提案されました。

そのため、愛知県では、令和3年3月の「減災プラン2030」において、目標1：令和7年度までに95%、令和12年度までに概ね解消、目標2：令和7年度までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消する、目標3：住宅・建築物の倒壊から人命と社会を守る（住宅及び建築物の倒壊による圧迫死を限りなく「ゼロ」にする）と設定しています。

本計画の改定では、国や愛知県が示す目標の実現に向けて計画的な耐震化・減災化を促進するため、「耐震改修促進法」に基づくとともに、国の基本方針や愛知県の計画を踏まえ、本市において想定される地震の規模・被害状況、市内の耐震化の現状及び関連計画を勘案した上で、具体的な目標と耐震化及び減災化を促進するために取り組むべき方策を定めます。

2.1 対象区域

本計画の対象区域は、**本市全域**とします。

2.2 計画期間

本計画の改定にあたり、計画期間は**令和3年度から令和12年度**までとして取り組みを行います。

なお、計画及び事業の進捗状況や社会情勢を勘案し、必要に応じて計画内容や目標の見直しを検討します。

2.3 対象建築物

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては昭和 56 年 6 月に大きく改正されています。改正後の新しい基準によって建築された建物は、その後に発生した阪神・淡路大震災等の地震でも概ね耐震性を有するとされています。

本計画では、対象建築物を昭和 56 年 6 月の改正以前に建築された「住宅」、「特定既存耐震不適格建築物^{※1}」、「耐震診断義務付け対象建築物^{※2}」とします。

ただし、「耐震診断義務付け対象建築物^{※2}」については、本市と瀬戸市にまたがる施設が対象になりますが、既に耐震改修済となっています。

※1 「特定既存耐震不適格建築物」とは下表①から③にある耐震改修促進法第 14 条各号に示される建築物のうち、次頁の表の耐震改修促進法施行令第 6 条第 2 項各号で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用を受けている建築物

※2 「耐震診断義務付け対象建築物」とは、下表に記載のある耐震改修促進法第 7 条各号に定める建築物である「要安全確認計画記載建築物」及び耐震改修促進法附則第 3 条各号に定める建築物である「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する建築物には耐震診断が義務付けられ、耐震改修を行う努力義務が課せられている建築物

【対象建築物一覧表】

種 類		内 容			
住 宅		○戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅			
建 築 物	特定既存耐震 不適格建築物 ・耐震診断 (努力義務) ・耐震改修 (努力義務)	○耐震改修促進法第 14 条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、法施行令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用をうけている建築物			
		①多数の者が利用する建築物（11 頁参照）	耐震改修促進法 第 14 条第 1 号		
		②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (12 頁参照)	耐震改修促進法 第 14 条第 2 号		
		③愛知県建築物耐震改修促進計画又は本計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 (13 頁参照)	耐震改修促進法 第 14 条第 3 号		
	耐震診断義務付け対象建築物	要安全確認計画記載 建築物 ・耐震診断 (義務付け) ・耐震改修 (努力義務)	○耐震改修促進法第 7 条に示される建築物で以下に示すもの		
			○愛知県建築物耐震改修促進計画に記載された災害時に公益上必要な建築物	耐震改修促進法 第 7 条第 1 号	
			○その敷地が愛知県建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 (耐震不明建築物であるものに限る)	耐震改修促進法 第 7 条第 2 号	
		○その敷地が尾張旭市建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 (耐震不明建築物であるものに限り、上記耐震改修促進法第 7 条第 2 号に掲げる建築物であるものを除く)		耐震改修促進法 第 7 条第 3 号	
		要緊急安全確認大規模建築物 ・耐震診断 (義務付け) ・耐震改修 (努力義務)	○不特定多数のものが利用する既存耐震不適格建築物		耐震改修促進法 附則第 3 条第 1 号
			○地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物		耐震改修促進法 附則第 3 条第 2 号
○耐震改修促進法施行令で定める危険物であって耐震改修促進法施行令で定める数量以上の危険物を取り扱う既存耐震不適格建築物			耐震改修促進法 附則第 3 条第 3 号		

【特定既存耐震不適格建築物の具体的な要件】

① 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下の用途及び規模とします。

法 ^{※1}	法 ^{※1} 施行令 第6条 第2項	用 途	規 模
第 14 条 第 1 号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500m ² 以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育 学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m ² 以上
	第3号	学校 幼稚園、小学校等、幼保連携型認定こども園を除く	階数3以上かつ1,000m ² 以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		卸売市場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		賃貸住宅 ^{※2} （共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
		事務所	
博物館、美術館、図書館			
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000m ² 以上	

※1 耐震改修促進法

※2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づける

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

法 ^{※1}	法 ^{※1} 施行令第7条第2項	用途	規模	
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン以上
			爆薬	5トン以上
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個以上
			銃用雷管	500万個以上
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個以上
			導爆線又は導火線	500キロメートル以上
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン以上
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量以上
	第2号	石油類	消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量以上
第3号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン以上		
第4号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル以上		
第5号	マッチ	300マッチトン ^{※2} 以上		
第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル以上		
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル以上		
第8号	液化ガス	2,000トン以上		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物	20トン以上		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	200トン以上		

※1 耐震改修促進法

※2 マッチトンはマッチの計量単位

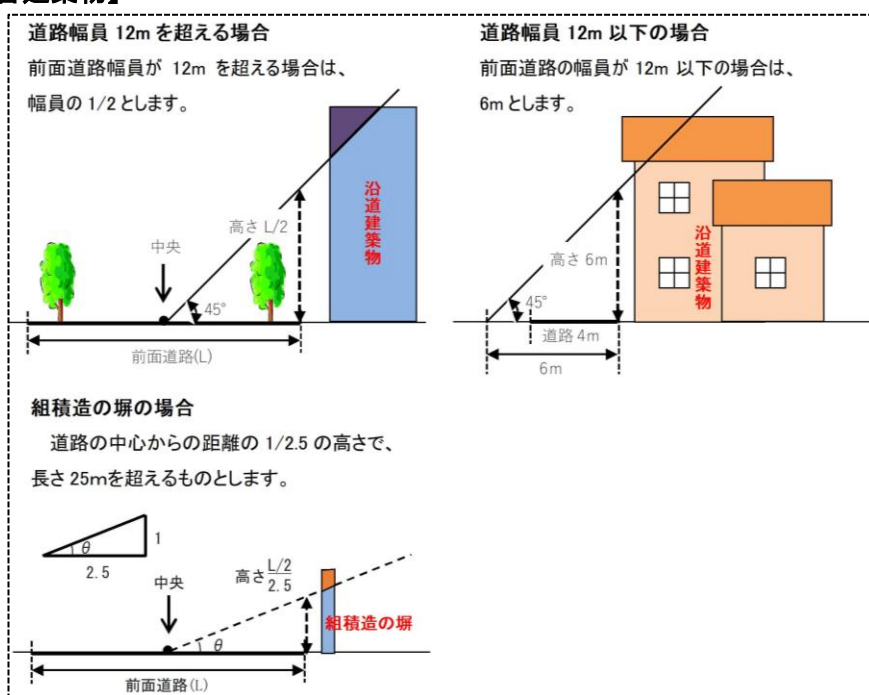
1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg

③ 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害既存耐震不適格建築物とは、次項の「2.4 地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える「通行障害建築物」であって既存耐震不適格建築物が対象となります。

また、組積造の塀については、道路の中心からの距離の1/2.5の高さで、長さ25mを超えるものを対象とします。

【通行障害建築物】



2.4 地震発生時に通行を確保すべき道路

建築物の倒壊が、緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」（耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号の規定に基づく県指定道路、同法第6条第3項第2号の規定に基づく市指定道路）として指定し、道路沿道の建築物の耐震化に取り組みます。

●県指定緊急輸送道路

大規模な地震等の災害が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に「愛知県地域防災計画」で定められた、第1次、第2次緊急輸送道路とします。

●市指定緊急輸送道路

地震等の災害発生時において、県指定緊急輸送道路と対策本部が設置される市役所や指定避難所などを結ぶアクセス道路として「尾張旭市地域防災計画」で定める緊急輸送道路とします。

【地震発生時に通行を確保すべき道路】

区分		路線名	起点	終点
県	第1次緊急輸送道路	東名高速道路	全区間	
	第2次緊急輸送道路	(国)363号	全区間	
		(主)名古屋瀬戸線	全区間	
市	市指定緊急輸送道路 [県道]	(主)春日井長久手線	大字新居字海老蔓 5182-11 地内	(主)春日井長久手線
		(一)松本名古屋線	印場西交差点	(一)松本名古屋線
		(一)篠木尾張旭線	労災病院西交差点	(一)篠木尾張旭線
		(一)上半田川名古屋線	西原町二丁目交差点	(一)上半田川名古屋線
	市指定緊急輸送道路 [市道(幹線)]	巡検道線	大字新居字海老蔓 5182-1439 地内	巡検道線
		瀬戸新居線	白鳳小学校北西交差点	瀬戸新居線
		旭南線	東田橋交差点	旭南線
		平子線	茅池交差点	平子線
	大塚庄南1号線	東山町一丁目交差点	大塚庄南1号線	

※第1次、第2次緊急輸送道路は、市域内全区間が対象
 ※市外の交差点・橋については市の境界までを示す
 ※(国)：国道、(主)：主要地方道、(一)：一般県道

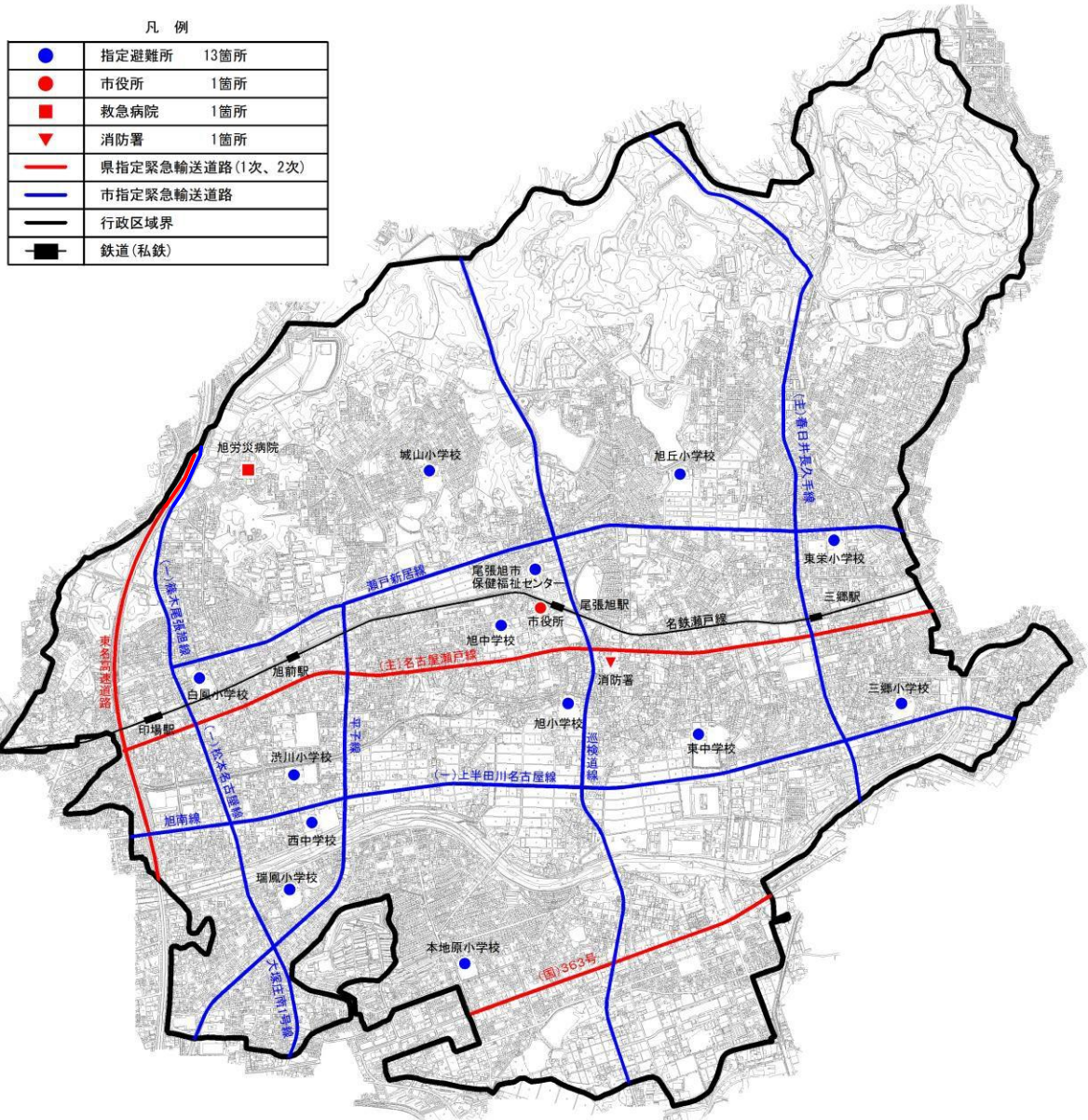


図-3 指定緊急輸送路と指定避難所等